

平成21年2月21日

越谷市自治基本条例審議会  
会長 櫻井慶一様

越谷市自治基本条例審議会事務局

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案に関する庁内各部局からの意見について

春寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、当審議会の運営に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「(仮称)越谷市自治基本条例」素案につきまして、平成20年12月19日(金)に開催された平成20年度第9回政策会議において報告したところ、市民への意見公募手続(パブリックコメント)の実施と並行して庁内各部局の意見を募集し、その結果について政策会議で検討することになりました。

つきましては、第10回政策会議(平成21年1月22日(木)開催)及び第11回政策会議(平成21年2月9日(月)開催)での検討の結果、下記のとおりまとめましたので提出します。

#### 記

- 1 提出書類 (1) 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案に関する意見(政策会議提案)  
【別紙1】のとおり  
(2) 参考資料  
「(仮称)越谷市自治基本条例」素案に関する意見(庁内)  
【別紙2】のとおり
  
  - 2 検討方法 平成20年度第9回政策会議後、庁内各部局に意見募集を行ったところ、11の部局と2人の職員から意見の提出がありました(【別紙2】)。これらの意見について企画課で内容を確認し、語句の表現等の指摘を除く考え方についての意見をまとめ、第10回政策会議及び第11回政策会議で検討し、【別紙1】としてまとめました。
- 政策会議・・・市の行政運営の基本方針、重要施策等に対する市長の意思決定について助言を行い、審議し、及び各部間の総合調整を行う組織として設置。

## 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案に関する意見(政策会議提案)

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	修正の理由・意見(自由記述欄)
<p>第1章 総則</p> <p>(主な用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。</p> <p>(1) まちづくり 市民生活の様々な分野における市民および市が関わるすべての公共活動および取り組みをいいます。</p> <p>(2) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。</p> <p>(3) 市 市民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>(4) 行政 市長その他の執行機関をいいます。</p>	<p>(4) <u>市長等</u> 市長その他の執行機関をいいます。</p>	<p>・「行政」とは、一般的に国家の統治作用のうち、立法と司法以外の作用の総称であることから「市長等」に置き換えた方が良いと考える。</p> <p>(以下の条文で主語として使用している「行政」をすべて「市長等」に置き換える。</p>
<p>第2章 自治の基本理念と基本原則</p> <p>(協働の原則)</p> <p>第6条 市民および市は、協働を基本とした<u>市政の運営に努めます。</u></p>	<p>第6条 市民および市は、協働を基本とした<u>まちづくりに取り組みます。</u></p>	<p>・市民が市政の運営に努めるという表現は適切でないとする。</p>
<p>第4章 市民・コミュニティ組織</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。</p> <p>2 市民は、<u>市が保有する情報を知る権利があります。</u></p> <p>3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを<u>公平に受ける権利があります。</u></p> <p>4 <u>子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。</u></p>	<p>2 市民は、<u>市政に関する情報を知る権利があります。</u></p> <p>3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。</p> <p>4 【削除】</p>	<p>・第7条、第10条及び第18条の用語を統一する。</p> <p>・「市民」の定義が在勤、在学者等を含むため、「公平に」という語句は削除した方が良いと考える。</p> <p>・「子ども」も市民に含まれると考える。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。</p> <p>2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。</p>	<p>3 <u>市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとし、</u></p> <p>4 <u>市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。</u></p>	<p>・まちづくりにおける市民の責務を明確にする必要があると考える。(10条及び第11条の規定を見ると、市民の責務よりも権利に重きが置かれ、バランスを欠いている。)</p>
<p>(地域コミュニティ組織と市民活動団体)</p> <p>第12条 <u>地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の</u></p>	<p>【削除】(第1項及び第2項)</p>	<p>・第24条の記述で十分だと考える。</p>

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	修正の理由・意見(自由記述欄)
<p>住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。</p> <p>2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。</p> <p>3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。</p>	<p>3 【第24条第3項に移動】</p>	
<p>第5章 議会・行政</p> <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視および評価の充実に努めます。</p> <p>2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。</p> <p>3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。</p>	<p>4 【削除】</p>	<p>・議会基本条例について、制定をするか否かを含め代表者会で協議している。</p> <p>&lt;参考&gt; 議員研修会を実施 H19.10.24 自治基本条例と議会について(執行部にも案内) H20.2.21 議会基本条例の意義と課題(議員のみ)</p> <p>・議事機関である議会に委ねるべきと考える。</p>
<p>(公益通報)</p> <p>第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。</p>	<p>公益通報については、犯罪行為の告発義務について「刑事訴訟法」で、また、通報者の保護について「越谷市職員の公益通報に関する要綱」で規定されている。公益通報の趣旨を踏まえて、見出しや文言を再検討することを提案する。</p>	<p>・誰に通報するのか明確にした方が良いと考える。</p> <p>・制度の趣旨は、職員を守ることによって通報しやすくすることにある。</p>

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	修正の理由・意見(自由記述欄)
<p>(行政運営の原則)</p> <p>第18条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。</p> <p>2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。</p> <p>3 行政は、<u>市政情報</u>を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。</p> <p>4 行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。</p> <p>5 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、<u>自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。</u></p> <p>6 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます</p>	<p>第18条 <u>市長等</u>は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。</p> <p>2 <u>市長等</u>は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。</p> <p>3 <u>市長等</u>は、<u>市政に関する情報</u>を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。</p> <p>4 <u>市長等</u>は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。</p> <p>5 <u>市長等</u>は、<u>市政の課題等</u>に対応するため、<u>法令等をその範囲内で自ら弾力的に解釈運用するよう努めます。</u></p> <p>6 <u>市長等</u>は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市」の定義には、議会も含まれるため「市の課題」ではなく「市政の課題」とした方が良いと考える。</li> <li>・「法令の自主解釈」については、限界があると考ええる。</li> <li>・法令等の範囲内であることが必要である。</li> <li>・「自らの責任において」という表現より「自ら弾力的に」とする表現の方が良いと考える。</li> <li>・法令等の範囲内での解釈運用と考えると「その根拠を市民に示します。」という表現は必要ないと考ええる。</li> </ul>
<p>(財政運営)</p> <p>第19条 行政は、必要に応じて国や県に対して<u>財源移譲を積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。</u></p> <p>2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>3 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。</p>	<p>第19条 市は、<u>自主財源の確保に努めるとともに、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど財政基盤の強化に努めます。</u></p> <p>2 <u>市長等</u>は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>3 <u>市長等</u>は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税財源移譲の働きかけは、議会でも可能と考える。</li> <li>・自主財源の確保について明確に表現したほうが良いと考える。</li> </ul>
<p>(組織)</p> <p>第20条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。</p> <p>2 行政は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。</p>	<p>第20条 <u>市長等</u>は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。</p> <p>2 <u>市長等</u>は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。</p>	

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	修正の理由・意見(自由記述欄)
<p>(危機管理)</p> <p>第21条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の<u>安全性の確保に努めなければなりません。</u></p> <p>2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。</p>	<p>第21条 <u>市長等は</u>、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の<u>安全確保に努めます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全性の確保」という部分について第2項の「安全確保」と同じ語句を使用する。</li> <li>・「努めなければならぬ」という部分について、「努める」という表現と「しなければならない」という表現が混在することにより、この規定が努力規定なのか義務規定なのか明確ではないと考える。</li> </ul>
<p>第6章 参加と協働</p>		
<p>(行政評価)</p> <p>第22条 行政は、<u>効率的で効果的な市政運営を図るため、行政内部および外部による評価を実施します。</u></p> <p>2 <u>行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。</u></p>	<p>第 条 <u>市長等は</u>、計画策定、実施、検証、見直しの一連の流れに基づく効率的で効果的な行政運営を<u>不断に推進するため、行政内部及び外部による評価を実施します。</u></p> <p>2 <u>市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。</u></p> <p>【本条を「第5章 議会・行政」に移す。】</p> <p>第18条(行政運営の原則)と第19条(財政運営)の間へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市では、行政運営の中に、計画策定(P L A N) 実施(D O) 検証(C H E C K) 見直し(A C T I O N)のいわゆるマネジメントサイクルを構築することによって、行政運営上のさまざまな課題を克服し、市民満足度の向上を図るための手段として行政評価制度を位置付け、その積極的な活用を進めているところであり、その趣旨及び実態に即した規定内容とするのがふさわしいものとする。</li> <li>・第2項による市政への反映に関しては、行政評価結果を踏まえた改革改善の中には、予算を伴うなど議会の議決が必要なものもある。その場合は執行機関の意思のみで実行できないので、努力規定に止めることが適切であるとする。</li> <li>・行政評価は、市民への説明責任を果たしていくための価値ある情報の整備を目的としている側面はありますが、外部評価の実施を含めて、第一義的には、市民の負託に基づき行政運営を行う主体としての市の各執行機関において、限られた財源や人員等の経営資源を最適に配分するとともに不断の改革改善を行っていくための基礎的な仕組みとしているものであり、この条例上、第5章による行政運営関係の各規定と一体的に位置付けて構成したほうがわかりやすく、適切ではないかと考える。</li> </ul>
<p>(市民の行政への参加)</p> <p>第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。</p> <p>2 行政は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。</p> <p>3 <u>行政は、前項の市民公募を行うにあたっては、障がい等により自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。</u></p>	<p>第23条 <u>市長等は</u>、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。</p> <p>2 <u>市長等は</u>、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。</p> <p>3 【削除】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい者」も市民に入ると考える。また、第3項は第1項の「多様な参加が可能となる制度」と内容が重複しているとする。</li> </ul>
<p>(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)</p>		

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案	素案に対する修正案	修正の理由・意見(自由記述欄)
<p>第24条 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。</p> <p>2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を認識し、これを尊重・支援します。</p>	<p>第24条 市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。</p> <p>2 市長等は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を理解・尊重して、連携・協力します。</p> <p>3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働とは、支援することではなく、連携・協力することであると考える。</li> </ul>
<p>(市民の活動支援)</p> <p>第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。</p>	<p>(市民活動の支援)</p> <p>第25条 市長等は、市民による主体的な公共活動に対し、自主性や自立性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見出しの変更</li> <li>市民活動の支援は、市民、行政、それぞれの役割を明確にして、活動促進を図る必要がある。</li> </ul>
<p>(意見公募手続)</p> <p>第26条 行政は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。</p> <p>2 行政は、前項の手続により提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。</p>	<p>第26条 市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。</p> <p>2 市長等は、前項の手続により提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。</p>	
<p>第7章 条例の実効性の確保</p>		
<p>(推進会議の設置等)</p> <p>第28条 本市における自治の推進を図るため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。</p> <p>2 推進会議は、市長の諮問に応じ、本市における自治の推進に関し必要な事項について調査および審議します。</p> <p>3 推進会議は、前項に定めるもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>推進会議と既存の審議会等の附属機関(行政経営審議会等)との役割や権限を整理し、(推進会議の役割を、この条例の改正についての審議に限定させるなど)条文の文言を再検討することを提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例の実効性をどのように測定し、取りまとめ、それをどのように取り扱うのか。また、それらについての市行政及び市民のかかわり方はどうあるべきか等を含めて、十分に検討する必要があるのではないかと考える。</li> <li>当該推進会議で調査、審議又は提言の対象とする「自治の推進に関し必要な事項」の具体的な想定内容及び範囲が不明だが、推進会議自体の機関としての実効性の確保を図るためには、既存の各種審議会等との権能の区別も含めて、その所掌事項を明確かつ特有なものとして設定する必要があると考える。</li> <li>行政経営審議会等の既存の審議会との役割や権限の関係を整理する必要がある。</li> <li>推進委員会の役割を条例の改正に限った方が良いと考える。</li> </ul>
<p>(条例の改正手続)</p> <p>第29条 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。</p>	<p>前条(第28条)の再検討の内容と合わせた検討が必要。</p>	
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2章までの総論と第3章以降の各論で内容が重複している(参加、協働等)。基本条例なので、重複を避け、整理する必要があると考える。</li> <li>市民、議会、市長等の項目がそれぞれ各条文に散らばっている。主体別に整理した資料があると特に市民には分かりやすいと考える。</li> </ul>		